

二級建築士
木造建築士 免許証明書再交付申請書

令和 年 月 日

長野県指定登録機関

公益社団法人 長野県建築士会 会長 様

申請者住所

氏 名 ㊟

建築士法施行細則第6条第1項の規定により、下記のとおり〔二級木造〕建築士免許証(免許証明書)を〔汚損 亡失〕しましたので、再交付を申請します。下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

記

1 氏 名		写真貼付欄 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm * 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりですっきりと貼り付けてください。 * 貼付した写真はカードに転写されます。
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 性 別		
4 登 録 番 号	二級建築士 長野 第 号 木造建築士	
5 登 録 年 月 日	年 月 日	
6 汚損又は亡失の年月日	年 月 日	
7 汚損又は亡失の理由 (具体的に記入してください)		

(注)1 数字は、算用数字を用いて記入してください。

2 汚損の場合は、二級又は木造建築士免許証又は免許証明書を添えて申請してください。

振替払込受付証明書 貼付欄

※ここには原本を貼り付けてください。
※貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。

長野県二級・木造建築士
免許申請（変更・再交付）用

建築士住所等の届出

届出日 令和 年 月 日

(様式 第3-3号)

※以下の都道府県コードも記入してください。
(JIS規格による)

本籍
都道府県コード

住所
都道府県コード

勤務先
都道府県コード

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	1 男 2 女
氏名									
本籍地	都道府県	市区郡							
ふりがな									
住所			(電話番号 - -)						
登録番号	二級建築士 木造建築士	長野 第 号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
業務の種別 (注2.3)	1.建築設計(2及び3を除く) 2.構造設計 3.設備設計 4.積算 5.工事監理又は工事の指導監督 6.現場管理 7.技能労務 8.調査又は鑑定 9.手続代理 10.敷地選定等の企画 11.研究又は教育 12.行政 13.その他								
勤務先	名称 (注4)	建築士事務所の開設者名(建築士事務所所属の場合に記入)							
	所在地			(電話番号 - -)					

- (注) 1. 二級・木造欄は、該当する方を○で囲んでください。
2. 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。
3. 業務の種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種類以上の業務に従事しているときは、主に従事しているものを1つ○で囲んでください。
4. 建築士事務所に勤務しているときは、その事業所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

※「建築士住所等の届出」との重複項目もご記入ください。

建築士区分	手続種別 ※該当するもの全てに○をつけてください。	
	再交付	事項変更
1 二級	1 汚損 2 写真変更 3 亡失 4 その他	5 携帯型免許への書換え 6 改姓・字体変更 7 旧姓・通称名等 8 その他
2 木造		

写真貼付欄

注意

- 申請者本人のみ
- 6ヶ月以内に撮影したもの
- 正面、無帽、無背景
- 縦45mm×横35mm

* 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりできつかりと貼り付けてください。

* 顔の大きさは点線部分程度のものとしてください。

* 貼付した写真はカードに転写されます。

ふりがな	ふりがな	* 一般的な文字
姓	名	

※姓名は左詰めで、楷書で大きくはっきりと記入してください。(特に特別な字体があるとき)
※特別な字体がある場合は、検索用の一般的な文字を右の* 枠にご記入ください。

旧姓・通称名の併記 併記を希望する方は、以下の旧姓あるいは通称名欄にご記入ください。	
ふりがな	ふりがな
旧姓 ※1	通称名 ※2

※1 旧姓や通称名を新たに併記または既存の併記を削除する場合は「登録事項変更届 兼 書換え交付申請」が必要です。
※2 通称名は住民票(H24/7/9開始在留管理制度)に記載されているものを記入してください。(ペンネームは不可)

外国籍の方(国名)

※写真番号

連絡が可能な日中のご連絡先

事務局欄

新字了承 外字使用
写真了承
旧姓・通称名併記確認
その他特記事項

※個人情報保護について
1) 記入された内容は個人情報保護法に基づき適切な方法で管理します。
2) 記入された内容は二級・木造建築士名簿(建築士)データベースに記録・管理され、免許証明書の作成及び閲覧(二級・木造建築士名簿の登録事項のみ公開)に利用する以外の目的としては使用しません。